

ストップ・リニア！訴訟更新弁論案内

原告側が中間判決の不当性とリニア事業中止を訴え

期日：5月11日(火)

時間：午後3時～

(開廷時間)

集合：午後2時15分

(東京地方裁判所前)



一昨年12月の第17回口頭弁論で、古田孝夫裁判長が再度『来年3月に原告適格の中間判決を出す』と表明し、その後裁判長が市原義孝氏に交代し、新型コロナ拡大で期日が伸び、昨年12月1日に原告の3分の2の532名の原告適格を棄却する不当な中間判決がありました(写真)。中間判決は、原告側のリニアの安全性の確保や南アルプスの自然保全について求める原告側の主張を退け、立ち木トラストや土地トラストの参加者の権利を否定する驚くべき内容でした。これに対し私たちは167名の原告が不当判決の棄却を求めて東京高裁に控訴しました(控訴審の期日は未定)。東京地裁のストップ・リニア！訴訟は第二段階に入りますが、更新弁論では原告と原告側代理人が中間判決の不当性を訴え、残土問題、大井川減水問題、大深度地下問題を取り上げ、国交大臣のリニア工事認可取り消しを主張する予定です。

<5月11日の行動予定>

- 14:30 東京地裁前地裁前集会
- 14:45 傍聴券抽選
- 15:00 開廷(103号法廷)
- 16:20 院内報告集会
 - ①更新弁論の内容報告
 - ②控訴審を含めた今後の裁判について
- 17:45 終了

場所 衆議院第二議員会館1階
多目的会議室

(15:10～1階ロビーで入館証配布)



ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ 080-6545-8784 橋本